

# 令和6年度 集団指導

〔居宅介護支援事業所・（看護）小規模多機能型居宅介護・  
地域包括支援センター共通〕

ケアプランへの災害避難情報の記載について（依頼）



高齢者あんしん課 介護認定係

# 概要





令和3年に「災害対策基本法等の一部を改正する法律(令和3年法律第30号。以下「改正災害対策基本法」という。)が成立し、これを受け、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が改定されました。

改正災害対策基本法において、「市町村は個別避難計画を作成するよう努めなければならない」こととされ、取組指針において、個別避難計画作成の業務に、居宅介護支援事業所等の福祉事業者等の参画を得ることが極めて重要であるとされました。

しかし、国が想定している個別避難計画は、避難支援時の支援者を確保するなど、策定のハードルが非常に高いことから、本市においては、まず、災害発生時の避難先など利用者情報を予め把握することなどにより、利用者へのサービス継続に向けた取り組みを推進していきたいと考えております。

# アセスメントにおいて災害の観点からの聞き取り内容(追加)

個々の利用者のADL・IADL・家族等の状況・地域とのつながり・居住環境等を踏まえて、災害の観点からのアセスメントの追加をお願いいたします。

No.	標準項目名	項目の主な内容 (例)
14	コミュニケーションにおける理解と表出の状況	<p>コミュニケーションの理解の状況、コミュニケーションの表出の状況(視覚、聴覚等の能力、言語・非言語における意思疎通)、コミュニケーション機器・方法等(対面以外のコミュニケーションツール(電話、PC、スマートフォン)も含む)に関する項目</p> <p>&lt;災害の観点から&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●避難情報の伝達に係る支援方法</li> </ul> <p>【聞き取り内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人、同居家族がテレビ、ラジオ、スマホ等メディアから情報収集可能</li> <li>・電話、声掛けなど直接的コミュニケーションが必要</li> <li>・その他、ツールが必要</li> </ul>
21	家族等の状況 	<p>本人の日常生活あるいは意思決定に関わる家族等の状況(本人との関係、居住状況、年代、仕事の有無、情報共有方法等)、家族等による支援への参加状況(参加意思、現在の負担感、支援への参加による生活の課題等)、家族等について特に配慮すべき事項に関する項目</p> <p>&lt;災害の観点から&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●平日の日中時間帯・夜間帯・土日祝日に在宅する家族の人数</li> </ul>
22	居住環境 	<p>日常生活を行う環境(浴室、トイレ、食事をとる場所、生活動線等)、居住環境においてリスクになりうる状況(危険個所の有無、整理や清掃の状況、室温の保持、こうした環境を維持するための機器等)、自宅周辺の環境やその利便性等について記載する項目</p> <p>&lt;災害の観点から&gt;</p> <p>日中、自宅で生活する場所・寝室の場所</p>



# サービス担当者会議での検討内容について

○災害時の緊急連絡先(日頃の緊急連絡先と同じかどうか、日頃の緊急連絡先が遠方の場合は、近隣で連絡が取れる親族等がいるのか等確認)

○避難先の確認を行い、どのように避難するのか(避難ルート等の確認)

※避難先については、近くの避難所(公民館・学校等)の他にも安全な場所にある親族宅・知人宅や事前の短期入所なども考えられます。その方にとって安全な場所の再検討をお願いします。

○避難の際、必ず持参するもの

〔薬・お薬手帳・保険証・眼鏡・補聴器・その他各家庭で備えておく食料・水等〕

○避難時の心身状況によっては、福祉避難所等への移動や介護保険サービスを利用して施設入所する場合があります。

※避難時には、介護支援専門員の名刺等を持参するよう伝えておくことをお勧めします。

# ケアプランの記載及び箇所



## (1) 記載箇所及び内容等

対象者	記載書類	記載箇所	記載内容
要介護者	第1表 居宅サービス計画 書(1)	総合的な援助の 方針	<u>①緊急時・災害時の 緊急連絡先</u> <u>②想定する避難先へ の避難のタイミング</u> <u>③避難所情報</u>
要支援者 (事業対象者)	介護予防サービス・ 支援計画書	総合的な方針	<u>①緊急時・災害時の 緊急連絡先</u> <u>②想定する避難先へ の避難のタイミング</u> <u>③避難所情報</u>

※記載しないと減算等の対象とはなりません、可能な限り記載していただくよう、ご協力をお願いします。

# ケアプランの記載及び箇所



## (2) 記載例

対象者	記載書類
<p>第1表 居宅サービス計画書(1)</p> <p>〔総合的な援助の方針〕</p>	<p>&lt;緊急時・災害時の緊急連絡先&gt; (続柄)〇〇 (氏名)〇〇 TEL 090-0000-0000 &lt;避難先&gt; 市外の長男宅 &lt;想定する避難先への避難のタイミング&gt; 【警戒レベル3】高齢者等避難 (※7ページ参照。)</p> <p>※文字数等の関係上、記載ができなければ、「第2表」に記載する。 なお、第2表に記載する場合、目標や期間等の記載は不要。</p>
<p>介護予防サービス・支援計画書</p> <p>〔総合的な方針〕</p>	<p>&lt;緊急時・災害時の緊急連絡先&gt; (続柄)〇〇 (氏名)〇〇 TEL 090-0000-0000 &lt;避難先&gt; 〇〇小学校 &lt;想定する避難先への避難のタイミング&gt; 【警戒レベル3】高齢者等避難 (※7ページ参照。)</p> <p>※文字数等の関係上、記載ができなければ、「適切な支援の実施に向けた方針」欄に記載する。</p>

# 【警戒レベル】に応じた避難のタイミングや避難情報等

日向市ホームページ > くらし・手続き > 防災・災害・国民保護 > 避難に関すること > 【警戒レベル】をつけて避難のタイミングをお伝えします！

## 【警戒レベル】に応じた避難のタイミングや避難情報等

「今逃げなければ、自分や大切な人の命が失われる」との意識を忘れず、身の回りで危険を感じたら、警戒レベルにかかわらず自主的に避難するよう心がけてください。

※【警戒レベル】は1から5の順番で情報提供されるとは限りません。状況が急変することもあります。

※【警戒レベル5】緊急安全確保は、災害が発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令します。

※【警戒レベル4】避難指示は、地域の実情に応じて緊急のまたは重ねて避難を促す場合等に発令します。

### <各配信手段>

●「日向市同報系防災行政無線システム」

<https://www.hyugacity.jp/sp/display.php?cont=140404113007>

●「緊急速報メール」

<https://www.hyugacity.jp/sp/display.php?cont=120706104327>

●「日向市防災情報配信サービス(メール・電話・ファックス)」

<https://www.hyugacity.jp/sp/display.php?cont=180831175146>

●「日向市防災SNS フェイスブック・ツイッター」

<https://twitter.com/hyugabosai>

【警戒レベル】	とるべき避難行動等	避難情報等
【警戒レベル5】	<ul style="list-style-type: none"><li>命の危険 直ちに安全確保！</li><li>すでに災害が発生している状況です。命を守るための最善の行動をとりましょう</li></ul>	緊急安全確保 (市発令)
【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"><li>危険な場所から全員避難！</li><li>避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。</li></ul>	避難指示 (市発令)
【警戒レベル3】	<ul style="list-style-type: none"><li>危険な場所から高齢者等は避難！</li><li>高齢者等以外の人も必要に応じ、避難の準備を始めたり、自主的に避難しましょう。</li></ul>	高齢者等避難 (市発令)
【警戒レベル2】	<ul style="list-style-type: none"><li>自らの避難行動を確認</li><li>避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。</li></ul>	大雨注意報 洪水注意報 (気象庁発表)
【警戒レベル1】	<ul style="list-style-type: none"><li>災害への心構えを高める</li></ul>	早期注意情報 (気象庁発表)

# 平常時から各事業所が備えておく必要があるリスト(1) (一例)

## ①地域住民・支援関係者らとの連携

⇒要援護者支援において、災害発生時にもっとも重要となるのは、近隣住民等の地域における支援活動です。

- 利用者が暮らす地域の担当民生委員や自治会等との《顔の見える関係》はできていますか？
- 利用者の緊急時の連絡先を複数把握していますか？

## ②利用者が暮らす地域の防災情報の収集と確保 ※防災情報も適時内容が変化する！

⇒利用者が暮らす地域の防災情報を行政の災害対策窓口、ハザードマップなどで把握・確認しておくことが大切です。

- 利用者の《避難場所》を把握していますか？
- 利用者の《地域の防災マップ》や《ハザードマップ》を把握・確認していますか？
- 避難場所、経路、避難方法等を本人、家族、医療・介護事業所等と共有していますか？



# 平常時から各事業所が備えておく必要があるリスト(2) (一例)

## ③利用者台帳の整理と作成

⇒被災した場合、ライフラインの断絶により一時的にパソコンもプリンターもFAXも使用できなくなることが少なくありません。

- 紙ベースの利用者一覧表を作成していますか？
- 災害時の利用者の安否確認、避難行動支援等の優先順位を定めていますか？
- ケースファイルに住宅地図、主治医など基本情報をわかりやすく整理していますか？

## ④ケアプランの作成

⇒災害時には介護支援専門員等自身が利用者の支援を行えず、誰かに支援を委ねることがあるかも知れません。

- ケアプランをファイル化 持病、服薬、処置など各人に必要な情報を記載したものを準備していますか？
- 特別な処置が必要な場合は、そのことが分かりやすく整理されていますか？

# 平常時から各事業所が備えておく必要があるリスト(3) (一例)

## ⑤職員間の連携方法の取り決め

⇒発災後に速やかに事業を立ち上げるために、職員間の連絡方法を定めることが大切です。

連絡方法、集合場所、関係機関への報告について、日頃から話し合っていますか？

## ⑥サービス提供困難時の対応

⇒サービス提供が困難になることも考えられます。

介護支援専門員等が被災した場合の体制、対応策を考えていますか？

宮崎県災害派遣福祉チーム(DWAT)・日本介護支援専門員協会 災害支援活動(災害支援ケアマネジャー)について知っていますか？

## ⑦避難行動支援

⇒認知症のある利用者は《環境の大きな変化》が起こると影響を受けやすいので、特に対応への配慮が必要です。

地域の《福祉避難所の場所と利用方法》を把握・確認していますか？

# 平常時から各事業所が備えておく必要があるリスト(4) (一例)

## ⑧薬情報の管理

⇒東日本大震災の際には、多くの高齢者が薬情報を喪失されているようです。

- 利用者自身が《お薬手帳》をしっかりと保管、管理できているかを確認していますか？
- ケースファイルにお薬手帳のコピーを綴じていますか？

## ⑨業務継続計画(BCP)の作成

⇒感染症や自然災害が発生した場合にもサービスが安定的・継続的に提供できるように事業所ごとに業務継続計画(BCP)を作成することが求められます。

- 令和3年度 介護報酬改定によって、全ての介護サービス事業者に策定が義務づけられていますが、策定されていますか？
- 策定後に、記載された内容の読み合わせ・机上訓練・安否確認システム訓練・参集訓練・避難訓練等は実施していますか。

# 開始時期と災害時の留意点

## 開始時期

令和6年度 集団指導後のサービス担当者会議、ケアプラン作成のタイミングで順次実施。

## 災害時の留意点

介護支援専門員等の皆様ご自身の安全を最優先に行動いただきますようお願いいたします。

災害時は、要援護高齢者等について安否確認及び課題の把握を行い、必要なサービス提供につなげるという役割が期待されています。  
(厚生労働省通知)

サービス事業所等と連携し、支援していただきますよう、平常に災害想定や役割分担などの話し合いをお願いします。